

長野工業高等専門学校学生相談室規則

最終改正 令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第14条第2項の規定に基づき、本校学生相談室（以下「室」という。）の組織及び運営等に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 室は、学生生活の中で生じる諸問題について相談活動を行うことにより、学生自身がその問題解決を通して自らを高め、成長できるよう援助することを目的とする。

(業務)

第3条 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 学生が抱えている問題の相談に関すること。
- 二 学生の精神衛生上必要な指導、助言に関すること。
- 三 学生を取り巻く環境の改善に必要な指導、助言に関すること。
- 四 カウンセリングの研究に関すること。
- 五 前各号の業務に必要な資料の収集及び保存に関すること。
- 六 その他学生相談に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 室長
 - 二 相談員
 - 三 カウンセラー
 - 四 スクールソーシャルワーカー
 - 五 看護師
- 2 前項第二号に規定する室員は、本校教職員の中から校長が指名する。
 - 3 室長は、本校教員の教授又は准教授の中から校長が指名する。
 - 4 室長は、校長の命を受け、室の管理運営に関することを掌理する。
 - 5 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 第1項第二号に規定する室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 第1項第三号に規定する室員は、学生相談に関する専門的知識、経験を有する者に委嘱する。

8 第1項第四号に規定する室員は、学生の福祉に関する専門的知識，経験を有する者に委嘱する。

(業務の処理)

第5条 第4条第1項第二号から第五号に規定する室員は、室長を補佐し、相談室の業務に従事する。

(会議の招集等)

第6条 室長は、会議を招集し、その議長となる。

2 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。

(室員以外の者の出席)

第7条 室長は、必要あると認めるときは、会議に第4条に規定する室員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(秘密の厳守)

第8条 室の業務を処理するに当っては、個人の秘密を厳守しなければならない。

(庶務)

第9条 室の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 室の業務及び運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、室の業務及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 長野工業高等専門学校相談室規程（平成16年9月7日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は，令和 4 年 7 月 4 日から施行し，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。